

令和2年度

教育委員会定例会  
(4月)

令和2年4月9日(木)

鹿屋市教育委員会

# 会議日程

日 時 令和2年4月9日(木) 午後3時  
場 所 教育長室

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長及び委員の報告
- 4 議 事
  - (1) 議案第1号 人事異動(鹿屋市職員)について (P1)
  - (2) 議案第2号 人事異動(市費学校職員)について (P5)
  - (3) 議案第3号 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について (P7)
  - (4) 議案第4号 鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正について (P12)
  - (5) 議案第5号 鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について (P15)
  - (6) 議案第6号 鹿屋市学校管理規則の一部改正について (P18)
  - (7) 議案第7号 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について (P23)
  - (8) 議案第8号 鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について (P28)
- 5 報 告
  - (1) 看護専門学校国家試験結果報告について (P34)
  - (2) 新型コロナウイルス感染症対策について (P35)
- 6 動議の討論等
- 7 その他
- 8 閉 会

議案第1号

人事異動（鹿屋市職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和2年3月31日付け及び令和2年4月1日付けで職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第2号

人事異動（市費学校職員）について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号）第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

（別 紙）

（提案理由）

令和2年3月31日付け及び令和2年4月1日付けで市費学校職員の人事異動を教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求める。

【省略】

議案第3号

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

生涯学習課分掌事務に規定している施設名称に変更等が生じたため、鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正するもの

## 鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年鹿屋市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条文化振興係の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、同項第 12 号中「芸術文化学習プラザ」を「鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザ」に改め、同号を同項第 11 号とし、同項第 13 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条社会教育係の項第 8 号中「鹿屋学校応援団」を「かのや学校応援団」に改め、同項第 13 号中「大隅少年自然の家」を「大隅青少年自然の家」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(14) 地域学校協働活動に関すること。

第 31 条中央公民館の項第 3 号中「鹿屋市地区学習等共用施設」を「鹿屋市地区学習等供用施設」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(9) 地区生涯学習推進協議会等に関すること。

第 47 条の見出し及び同条第 1 項中「臨時又は」を削る。

第 51 条第 1 号中「鹿屋市社会教育委員」の次に「の会議」を加える。

### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化芸術の振興に関すること。</li> <li>(2) 自主文化事業に関すること。</li> <li>(3) 文化団体の育成に関すること。</li> <li>(4) 文化事業の共催又は後援に関すること。</li> <li>(5) 生涯学習推進会議に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>(7) 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関すること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(8) 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関すること。</li> <li>(9) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(10) 鹿屋市文化会館に関すること。</li> <li>(11) 鹿屋市市民交流センター芸術文化学習プラザに関すること。</li> <li>(12) 鹿屋市立図書館に関すること。</li> <li>(13) 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振</li> </ol>	<p>○鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則 平成18年1月1日教育委員会規則第2号</p> <p>(生涯学習課の分掌事務)</p> <p>第31条 生涯学習課の分掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>文化振興係</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化芸術の振興に関すること。</li> <li>(2) 自主文化事業に関すること。</li> <li>(3) 文化団体の育成に関すること。</li> <li>(4) 文化事業の共催又は後援に関すること。</li> <li>(5) 生涯学習推進会議に関すること。</li> <li>(6) 生涯学習の総合的企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>(7) 教育委員会が所管する社会教育施設の使用許可及び管理に関すること。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(8) 社会教育施設並びに機関の設置及び廃止に関すること。</li> <li>(9) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</li> <li>(10) 日韓青少年友好親善交流に関すること。</li> <li>(11) 鹿屋市文化会館に関すること。</li> <li>(12) 芸術文化学習プラザに関すること。</li> <li>(13) 鹿屋市立図書館に関すること。</li> <li>(14) 輝北総合支所、串良公民館及び鹿屋市コミュニティセンター吾平振</li> </ol>

改正後	改正前
<p>興会館に設置する図書室に関すること。</p> <p>(14) 課内の庶務に関すること。</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 社会教育指導員に関すること。</p> <p>(2) 社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(3) 社会教育関係調査に関すること。</p> <p>(4) 社会教育に関わる職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(6) 青少年育成市民会議に関すること。</p> <p>(7) 青少年育成センターに関すること。</p> <p>(8) <u>かのや学校応援団</u>に関すること。</p> <p>(9) 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(10) 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関すること。</p> <p>(11) 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。</p> <p>(12) 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。</p> <p>(13) <u>大隅青少年自然の家</u>に関すること。</p> <p>(14) <u>地域学校協働活動</u>に関すること。</p> <p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関すること。</p> <p>(2) 鹿屋市校区公民館に関すること。</p> <p>(3) 鹿屋市地区学習等共用施設に関すること。</p>	<p>興会館に設置する図書室に関すること。</p> <p>(15) 課内の庶務に関すること。</p> <p>社会教育係</p> <p>(1) 社会教育指導員に関すること。</p> <p>(2) 社会教育委員の会議に関すること。</p> <p>(3) 社会教育関係調査に関すること。</p> <p>(4) 社会教育に関わる職員の研修に関すること。</p> <p>(5) 青少年問題協議会に関すること。</p> <p>(6) 青少年育成市民会議に関すること。</p> <p>(7) 青少年育成センターに関すること。</p> <p>(8) <u>鹿屋学校応援団</u>に関すること。</p> <p>(9) 社会教育の総合的企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(10) 家庭教育、青少年教育、成人教育、人権教育その他社会教育に関すること。</p> <p>(11) 社会教育関係団体及び指導者の育成並びに連携に関すること。</p> <p>(12) 社会教育に関する行事の共催又は後援に関すること。</p> <p>(13) <u>大隅少年自然の家</u>に関すること。</p> <p>中央公民館</p> <p>(1) 鹿屋市公民館に関すること。</p> <p>(2) 鹿屋市校区公民館に関すること。</p> <p>(3) <u>鹿屋市地区学習等共用施設</u>に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(4) 鹿屋市高隈交流促進センターに関すること。</p> <p>(5) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関すること。</p> <p>(6) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関すること。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</p> <p>(8) 中央公民館の庶務に関すること。</p> <p>(9) <u>地区生涯学習推進協議会等</u>に関すること。</p> <p>文化財センター (略) (非常勤の職員)</p> <p>第47条 事務局には、第43条に定めるもののほか、必要に応じ、非常勤の職員を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定する職員の身分取扱いその他の必要な事項については、教育長が定める。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第51条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1) 鹿屋市社会教育委員の会議</p> <p>(2) 鹿屋市文化財保護審議会</p> <p>(3) 鹿屋市立図書館協議会</p> <p>(4) 鹿屋市公民館運営審議会</p> <p>(5) 学校給食センター運営委員会</p> <p>(6) 鹿屋市いじめ対策第三者委員会</p>	<p>(4) 鹿屋市高隈交流促進センターに関すること。</p> <p>(5) 鹿屋市輝北コミュニティセンターに関すること。</p> <p>(6) 鹿屋市コミュニティセンター吾平振興会館に関すること。</p> <p>(7) 生涯学習情報の収集提供及び相談に関すること。</p> <p>(8) 中央公民館の庶務に関すること。</p> <p>文化財センター (略) (<u>臨時又は非常勤の職員</u>)</p> <p>第47条 事務局には、第43条に定めるもののほか、必要に応じ、<u>臨時又は非常勤の職員</u>を置くことができる。</p> <p>2 前項に規定する職員の身分取扱いその他の必要な事項については、教育長が定める。</p> <p>(附属機関)</p> <p>第51条 教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりである。</p> <p>(1) 鹿屋市社会教育委員</p> <p>(2) 鹿屋市文化財保護審議会</p> <p>(3) 鹿屋市立図書館協議会</p> <p>(4) 鹿屋市公民館運営審議会</p> <p>(5) 学校給食センター運営委員会</p> <p>(6) 鹿屋市いじめ対策第三者委員会</p>

議案第4号

鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

鹿屋市教育委員会関係職員服務規程で引用する条項において、誤りがあったため、その一部を改正するもの

鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会関係職員服務規程（平成18年鹿屋市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3号」を「第2条第4号」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市教育委員会関係職員服務規程の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市教育委員会関係職員服務規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第4号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、鹿屋市教育委員会 の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号) 第2条第4号に規定する職員(以下「職員」という。)の服務について必 要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○鹿屋市教育委員会関係職員服務規程 平成18年1月1日教育委員会訓令第4号 (趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、他の法令に特別の定めがあるもののほか、鹿屋市教育 委員会 の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号) 第2条第3号に規定する職員(以下「職員」という。)の服務について必 要な事項を定めるものとする。</p>

議案第5号

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正について  
鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の別表にある決裁事項の一部を改正するもの

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部を改正する訓令

鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程（平成18年鹿屋市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中

「	サービス上の諸願及び届けの 処理に関する事。	次長	課長等	所属長・所 属職員	」
---	---------------------------	----	-----	--------------	---

」	○	」
---	---	---

「	サービス上の諸願及び届けの 処理に関する事。	次長	課長等	所属長・所 属職員	」
を	会計年度任用職員の任用 に関する事。		○		

」	○	」
」	○	」

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。



鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程の一部改正 新旧対照表

改正後		改正前			
<p>○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号</p> <p>別表第1（第4条、第6条関係）</p> <p>1 庶務に関する事項（略）</p> <p>2 服務等に関する事項</p>		<p>○鹿屋市教育委員会教育長の権限に属する事務の決裁規程 平成18年1月1日教育委員会教育長訓令第1号</p> <p>別表第1（第4条、第6条関係）</p> <p>1 庶務に関する事項（略）</p> <p>2 服務等に関する事項</p>			
<p>決裁事項</p> <p>(略)</p> <p>服務上の諸願及び届 けの処理に関する こと。</p> <p>会計年度任用職員 の任用に関するこ と。</p>	<p>教育 長</p> <p>次長</p> <p>課長等</p> <p>○</p>	<p>専決区分</p> <p>次長</p> <p>課長等</p> <p>所属長・所 属職員</p>		<p>所属長</p> <p>○</p>	<p>合議先</p> <p>教育総務課 長</p> <p>○</p>
<p>備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専 決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。</p>		<p>備考 この表において、看護専門学校事務長及び女子高等学校事務長の専 決区分が「次長」とあるのは「学校長」と読み替えるものとする。</p>			

議案第6号

鹿屋市学校管理規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

文科省通知「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、公立学校の教育職員の在校等時間の上限方針を整備したいので、その一部を改正するもの

## 鹿屋市立学校管理規則の一部を改正する規則

鹿屋市立学校管理規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「第78条」を「第78条の2」に改める。

第7章中第78条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理）

第78条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市立学校管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市立学校管理規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 7 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 就学 (第 3 条—第 17 条)</p> <p>第 3 章 財産管理</p> <p>第 1 節 管理保存の心得 (第 18 条—第 22 条)</p> <p>第 2 節 学校施設の利用 (第 23 条・第 24 条)</p> <p>第 3 節 学校防災 (第 25 条—第 31 条)</p> <p>第 4 章 組織編成 (第 32 条—第 47 条の 3)</p> <p>第 5 章 運営管理</p> <p>第 1 節 小学校 (第 48 条—第 62 条)</p> <p>第 2 節 中学校 (第 63 条)</p> <p>第 3 節 高等学校 (第 64 条・第 65 条)</p> <p>第 4 節 専修学校 (第 66 条)</p> <p>第 5 節 削除</p> <p>第 6 章 事務管理 (第 70 条—第 73 条)</p> <p>第 7 章 職員管理 (第 74 条—<u>第 78 条の 2</u>)</p> <p>第 8 章 事務決裁 (第 79 条—第 82 条)</p> <p>第 9 章 雑則 (第 83 条)</p> <p>附則</p>	<p>○鹿屋市立学校管理規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 7 号</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)</p> <p>第 2 章 就学 (第 3 条—第 17 条)</p> <p>第 3 章 財産管理</p> <p>第 1 節 管理保存の心得 (第 18 条—第 22 条)</p> <p>第 2 節 学校施設の利用 (第 23 条・第 24 条)</p> <p>第 3 節 学校防災 (第 25 条—第 31 条)</p> <p>第 4 章 組織編成 (第 32 条—第 47 条の 3)</p> <p>第 5 章 運営管理</p> <p>第 1 節 小学校 (第 48 条—第 62 条)</p> <p>第 2 節 中学校 (第 63 条)</p> <p>第 3 節 高等学校 (第 64 条・第 65 条)</p> <p>第 4 節 専修学校 (第 66 条)</p> <p>第 5 節 削除</p> <p>第 6 章 事務管理 (第 70 条—第 73 条)</p> <p>第 7 章 職員管理 (第 74 条—<u>第 78 条</u>)</p> <p>第 8 章 事務決裁 (第 79 条—第 82 条)</p> <p>第 9 章 雑則 (第 83 条)</p> <p>附則</p>

改正後	改正前
<p><u>(業務量の適切な管理)</u></p> <p>第78条の2 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条に規定する教育職員（以下単に「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（同法第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1か月について45時間</p> <p>(2) 1年について360時間</p> <p>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</p> <p>(1) 1か月について100時間未満</p> <p>(2) 1年について720時間</p> <p>(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3</p>	

改正後	改正前
<p><u>か</u>月、<u>4</u>か月及び<u>5</u>か月の期間を加えたそれぞれの期間において<u>1</u>か月当たりの平均時間について<u>80</u>時間</p> <p><u>(4)</u> <u>1</u>年のうち<u>1</u>か月において所定の勤務時間以外の時間において<u>45</u>時間を超えて業務を行う月数について<u>6</u>か月</p> <p><u>3</u> <u>前2</u>項に定めるもののほか、<u>教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。</u></p>	

議案第7号

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

民法の一部を改正する法律(債権法改正)の施行に伴い、鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正するもの

## 鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市奨学資金条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第206号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の通知を受けた者は、速やかに誓約書（別記第3号の2様式）を市長に提出しなければならない。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。



第3号の2様式（第4条関係）

誓約書

貸付決定通知記載のとおり、奨学資金として総額 円の貸付けを受け、条例、規則等の定めに従って返済することを誓います。

年 月 日

奨学生 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

親権者 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印

親権者 氏名  
住所 \_\_\_\_\_ 実印

私たちは、上記の奨学生が貸付けを受けた奨学資金について、全額償還を終えるまで連帯して保証いたします。

年 月 日

第一連帯保証人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印  
(奨学生との続柄 )

第二連帯保証人 住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 実印  
(奨学生との続柄 )

鹿屋市長 様

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則</p> <p>平成18年1月1日規則第206号</p> <p>(奨学生の決定通知等)</p> <p>第4条 奨学生を決定したときは、直ちに奨学生原簿(別記第3号様式)に登載し、本人に通知する。</p> <p>2. <u>前項の通知を受けた者は、速やかに誓約書(別記第3号の2様式)を市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>○鹿屋市奨学資金条例施行規則</p> <p>平成18年1月1日規則第206号</p> <p>(奨学生の決定通知等)</p> <p>第4条 奨学生を決定したときは、直ちに奨学生原簿(別記第3号様式)に登載し、本人に通知する。</p>

改正後

改正前

第3号の2様式(第4条関係)

誓約書

貸付決定通知記載のとおり、奨学資金として総額 円の貸付けを受け、  
条例、規則等の定めに従って返済することを誓います。

年 月 日

奨学生 住所  
氏名 印

親権者 住所  
氏名 捺印

親権者 氏名  
住所 捺印

私たちは、上記の奨学生が貸付けを受けた奨学資金について、全額償還を終える  
まで連帯して保証いたします。

年 月 日

第一連帯保証人 住所  
氏名 捺印  
(奨学生との続柄 )

第二連帯保証人 住所  
氏名 捺印  
(奨学生との続柄 )

鹿屋市長 様

議案第8号

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和2年4月9日提出

鹿屋市教育委員会  
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正するもの

## 鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱（平成19年鹿屋市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「障害等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。
- 3 支援員の任用、報酬その他の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法その他法令及び市の条例、規則その他規程の定めるところによる。

第3条中「委嘱」を「任用」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その勤務日は月20日を超えてはならないものとする。

第6条第3項を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条から第13条までを削り、第14条を第7条とする。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱 平成19年12月25日教育委員会告示第4号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 鹿屋市立小・中学校に在籍する<u>障害等</u>のある児童生徒で教育上特別の支援を必要とするものに対し、当該事情に応じた支援を行うため、鹿屋市特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を置く。</p> <p>2 <u>支援員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。</u></p> <p>3 <u>支援員の任用、報酬その他の勤務条件に関する事項でこの要綱に定めのないものについては、地方公務員法その他法令及び市の条例、規則その他規程の定めるところによる。</u></p> <p>(支援員)</p> <p>第3条 支援員は、次条に規定する業務を行わせるについて適任と認められるものうちから教育委員会が任用する。</p>	<p>○鹿屋市特別支援教育支援員設置要綱 平成19年12月25日教育委員会告示第4号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 鹿屋市立小・中学校に在籍する<u>障害</u>のある児童生徒で教育上特別の支援を必要とするものに対し、当該事情に応じた支援を行うため、鹿屋市特別支援教育支援員（以下「支援員」という。）を置く。</p> <p>(支援員)</p> <p>第3条 支援員は、次条に規定する業務を行わせるについて適任と認められるものうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>(委嘱期間)</u></p> <p><u>第5条 支援員の委嘱期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度中途において委嘱された支援員の委嘱期間は、当該年度の末日までとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第5条 支援員の勤務日は、原則として当該支援員が勤務する学校における教職員の勤務日に準ずる。<u>ただし、その勤務日は月20日を超えてはならないものとする。</u></p> <p>2 支援員の1日の勤務時間は、原則として1日につき7時間30分、1週間につき37時間30分を超えない範囲内で学校長が定める時間とし、その割振りは学校長が定める。</p> <p>(休憩時間)</p> <p>第6条 支援員の休憩時間は、原則として当該支援員が勤務する学校の教職員に準ずる。</p>	<p>(勤務日及び勤務時間)</p> <p>第6条 支援員の勤務日は、原則として当該支援員が勤務する学校における教職員の勤務日に準ずる。</p> <p>2 支援員の1日の勤務時間は、原則として1日につき7時間30分、1週間につき37時間30分を超えない範囲内で学校長が定める時間とし、その割振りは学校長が定める。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、学校長は、支援員に土曜日に勤務することを指示し、同一週内での勤務の割振りが困難と認める場合は、当該勤務を指示した日から同日を起算日とする4週後の日までの期間内で勤務を振り替えることができる。</u></p> <p>(休憩時間)</p> <p>第7条 支援員の休憩時間は、原則として当該支援員が勤務する学校の教職員に準ずる。</p> <p><u>(年次有給休暇及び特別休暇)</u></p> <p>第8条 支援員の年次有給休暇及び特別休暇は、<u>教育委員会の嘱託職員に準ずる。</u></p> <p>2 <u>年次有給休暇の請求及び承認については、当該学校の教職員に準ずる。</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>(報酬)</u></p> <p>第9条 支援員の報酬は、鹿屋市報酬及び費用弁償条例（平成18年鹿屋市条例第49号）の定めるところによる。</p> <p><u>(社会保険)</u></p> <p>第10条 支援員の社会保険については、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により取り扱うものとする。</p> <p><u>(公務災害補償)</u></p> <p>第11条 支援員が公務上又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。</p> <p><u>(服務)</u></p> <p>第12条 支援員は、職務の遂行に当たっては、誠実に、かつ、全力をあげて執行しなければならない。</p> <p>2 支援員は、職務の遂行に当たっては、この要綱の定めに従い、かつ、所属長の職務上の命令に従わなければならない。</p> <p>3 支援員は、教育委員会の信用を傷つけ、又は教育委員会全体の不名誉となるような行為をしてはならない。</p> <p>4 支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退</p>



改正後	改正前
<p>(その他) 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>	<p>いた後も、また、同様とする。</p> <p>(解嘱) 第13条 教育委員会は、支援員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解嘱することができる。</p> <p>(1) 職務上の義務に反し、又は職務を怠った場合</p> <p>(2) 障害のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>(3) 制度の改廃又は予算の減少により委嘱することができなくなった場合</p> <p>(4) 本人が解嘱を希望する場合</p> <p>(5) 前各号に規定する場合のほか、支援員として必要な適格性を欠く場合</p> <p>(その他) 第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p>

報告（１） 看護専門学校国家試験の結果について

令和２年２月実施 第109回看護師国家試験合格結果について

国家試験日： 令和2年2月16日(日)  
 合格発表日： 令和2年3月19日(金)14:00

本校	受験者数	合格者数	合格率
R1年度卒	24人	23人	95.8%

全国	出願者数	受験者数	合格者数	合格率
第109回看護師国家試験	66,250人	65,569人	58,514人	89.2%
うち新卒者	59,736人	59,320人	56,175人	94.7%

第109回看護師国家試験の合格基準

必修問題及び一般問題を1問1点、状況設定問題を1問2点とし、次の①から②の全てを満たす者を合格とする。

- ① 必修問題 40点以上／50点
- ② 一般問題・状況設定問題 155点以上／250点 62.0%

【鹿屋看護専門学校 国家試験合格者数】（年度別）

令和2年3月19日現在

年度 期生	受験者 総数	合格者数			合格率	不合格者	備考	全国 合格率
		計	女性	男性				
H22年度 1期生	27人	25	20	5	92.6%	女性1人 男性1人	R1年度合格 H23年度合格	91.8%
H23年度 2期生	28人	28	23	5	100.0%			90.1%
H24年度 3期生	30人	30	25	5	100.0%			88.8%
H25年度 4期生	26人	26	19	7	100.0%			89.6%
H26年度 5期生	28人	28	26	2	100.0%			90.0%
H27年度 6期生	28人	28	22	6	100.0%			89.4%
H28年度 7期生	27人	26	22	4	96.3%	男性1人	H29年度合格	88.5%
H29年度 8期生	30人	30	24	6	100.0%			90.9%
H30年度 9期生	29人	28	24	4	96.6%	女性1人	R1年度合格	89.3%
R1年度 10期生	24人	23	19	4	95.8%	女性1人		89.2%
総計	277人	272	224	48	98.2%			89.8%
過年度卒業者 合格者数		4	2	2	99.6%			

## 報告（2） 新型コロナウイルス感染症対策について

### 4月6日以降の学校再開及びこれまでの経過について

#### 1 4月6日以降の学校再開について

これまで、臨時休校としてきた市内小中学校、鹿屋女子高等学校は、4月6日（月）から、新学期として、学校を再開します。

※ただし、市内を含む近隣地域等で感染が発生した場合、この対応は見直すことがあります。

#### 2 基本的な考え方

「3つ条件（①換気が悪い密閉空間、②多くの人が密集、③密接した近距離での会話や発声）を避けること」を基本原則として、通常の日程で授業等の教育活動を行う。

##### (1) 学校及び家庭での留意点

- ・登校前後の子どもの健康状態（熱、咳、鼻水など）を把握（記録カードの活用）
- ・手洗、マスク着用、こまめな換気の徹底（手作りのマスク等を作成・使用の奨励）

##### (2) 給食は、通常通り実施

##### (3) 入学式は、卒業式に準じて、感染拡大防止の措置のうえ実施

〔小中学校は4月6日（月）、鹿屋女子高校4月7日（火）〕

##### (4) 一斉臨時休業により未指導となった学習内容の取扱い

- ・4月17日（金）までに確実に指導、新学期の内容は4月20日（月）に全校一斉開始

#### 3 これまでの取組内容

2月28日（金）	学校における一斉臨時休業について通知 （3月2日（月）午後～15日（日）まで2週間）
3月6日（金）	議員説明会（一斉臨時休業について）
3月12日（水）	学校における一斉臨時休業の延長について通知 （3月16日（月）～25日（水）までの10日間）
3月16日（月）	保護者、児童生徒、関係団体、施設等の状況調査
3月20日（金）	学校における春休み期間の対応について通知 （3月26日（木）～4月5日（日）まで11日間）
3月26日（木）	新学期（4月6日（月））以降の学校再開について通知

#### 4 これまで実施した対策

##### (1) 休業期間及び春休みにおける児童生徒の学校受入及び学童(32箇所)受入

受入期間	3月2日～13日	3月16日～25日	3月26日～31日
学校：平均児童数/日	80人	150人	70人(*)
学童：平均児童数/日	663人	590人	525人

\*春休み期間は、民生委員やPTA会員にも学校でも見守り支援を依頼

##### (2) 休業期間及び春休みにおける児童生徒の生活状況の把握について

- ・カラオケ、ゲームセンターなど地域の巡回パトロール（教職員、スクールガード等）
- ・教職員による家庭訪問や学童訪問
- ・町内放送を利用した児童生徒への担任教諭等による呼びかけ（笠野原小、吾平小）
- ・保護者や児童生徒の家庭生活状況アンケート実施（3月16日(月)）

[保護者]：子どものストレスが溜まっている。一人留守番が心配。いつまで続くか不安。

学習していない内容はどうか。部活動がなく、運動不足で精神的に心配。等

[児童生徒]：学校があったほうがいい。ゲーム等の時間が長くなった。退屈である。等

##### (3) 春休みの社会教育施設等（屋内・屋外）について条件を付して開放

- ・図書館、地区公民館等の施設で、利用できる部屋や人数等を制限して開放

##### (4) 春休みの部活動及びスポーツ少年団について条件を付して開放

- ・運動機会の確保を目的として、部活動ガイドラインに沿った活動  
(ただし、練習試合や大会参加、合宿等は自粛)

##### (5) 学校、社会教育施設等の衛生管理

- ・全ての学校及び施設等へ消毒液の配付（3月中旬）  
(新学期再開後は、毎週1回、電解水を全ての学校と社会教育施設へ配付予定)

##### (6) 県外に居住していた新規採用教職員の把握

来鹿して翌日から2週間の自宅待機を指示（該当者5名：東京、大阪、福岡、佐賀、沖縄）

##### (7) 県外訪問または滞在した教職員等の把握

##### (8) 3月15日以降、本市の児童生徒宅に県外・国外から戻ってきた家族の情報収集 等